

森林整備計画について

平成11年の森林法改正によって森林整備計画制度が創設されました。改正森林法では、市町村が森林整備計画を策定すること、森林伐採の届出を受理すること、施業計画を認可することなどが定められています。また今年度（平成23年度）から新しい森林整備地域活動支援交付金制度も始まり、森林林業施策において市町村の役割は重要になってきています。

その一方、森林法は歴史のある法律で、法体系が上位下達で国からの一方的な流れになっております。住民の方々と市町村で作った計画を参考に都道府県が地域森林計画を作成してほしいところですが、現実には県が市町村を指導して作っています。

ほとんどの市町村では森林の占める割合は70%を超え、中には90%に達しています。管内の森林について、市町村が独自性を発揮し、森林の利用や防災対策を進めることはとても重要と考えております。そのため、市町村の職員の方々が森林政策能力を獲得し、森林所有者や県などと交渉する能力を発揮していただきたいと考えております。

森林整備計画作成は市町村が森林林業施策能力を獲得できるよい機会と思っています。森林資源の有限性が世界の共通認識になってきましたので、地域の森林資源を安全に有効に活用することは、近い将来の課題です。別添のような森林専門職員育成出前講義やワークショップを用意しています。コンサルタントに任せるのではなく、職員の方々がご自身の所属する管内の森林整備計画を自らの手で作成していただき、森林の専門家としての能力を獲得してください。

出前講義、ワークショップの内容

1.基本コース

1から3回

森林整備計画を最も簡単に作成します。行政計画として割り切って、森林整備計画を作成する手法を身につけてもらいます。法に定められている整備計画はこの3回で完成させることができます。

2.森林林業政策コース

1から10回

4回から10回で職員の方々に森林林業施策に必要な政策能力（技術面も含めて）を獲得してもらいます。森林施策は技術と事務の両者を融合した施策ですから、事務吏員と技術吏員のどちらにも理解できるように説明します。市町村に必要な林業技術者の養成を考えています。

市町村独自の考えで森林整備計画を作成してもらいます。

3.住民との協働コース

1から15回

11回から15回で住民と協働で森林林業施策を進める礎を構築します。10年後、20年後を見据えて、森林林業政策を市町村行政の柱に据えるには、住民との協働が欠かせません。住民にも協働に必要な技術や知識を身につけてもらいます。住民との協働で土砂災害を抑制し、災害時にも住民の協力を得る体制を整えること、森林の活用のまちづくりで住民の協力を得ることなど、森林整備計画を作成する過程で、住民との絆を強固にします。

■作業の進め方

- ・役所内に森林整備計画作成プロジェクトを組織化（5人程度）
- ・プロジェクトは原則的には1日3時間講義、3時間演習（メールのやりとりでその日の課題を完成）
- ・原則的には講師1名と補助員1名
- ・住民とのワークショップやシンポジウムも取入れ